

令和2年6月22日

平塚市監査委員 高梨 秀美  
同 井澤 郁人  
同 黒部 栄三  
同 府川 正明

### 監査の結果により講じた措置について（公表）

地方自治法第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

#### 記

- 1 監査実施対象課  
企画政策部 企画政策課
- 2 監査実施日  
令和2年3月27日
- 3 監査結果の公表日  
令和2年4月23日（平塚市監査委員公表第2号）
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
財務に関する事務 (指摘事項) (1) 収入事務については、平塚市財務規則第38条第2項により国庫支出金、地方交付税等の補助又は交付の指令があったときは、直ちに調定の手続をしなければならないとされているが、国庫支出金において、交付決定後に未実施の調定手続きがあった。 平塚市財務規則に則り事務の方法を再度確認し、今後の事務の執行に当たり適正な措置を講じられたい。	(1) 課員全員が平塚市財務規則第38条第2項を再確認し、今後、適正な調定手続きを行います。

以上